## 宗教法人手続は電子申請が便利!

従来から提出可能であった「事務所備付け書類の写し」「登記に関する届出」に加えて、以下の手続についても、電子申請を行うことができるようになりました。

## 新たに対象となる手続

- 設立(規則の認証)
- 規則変更
- 合併
- 解散
- 境内地(建物)証明
- 同一性証明
- 規則の謄本の交付申請

## いつでも

時間にとらわれず、 いつでも申請 できます

## どこでも

自宅や職場からインターネット経由で申請できます

詳細については、以下のサイトからご確認ください。

·大分県庁 県政情報課HP

大分県 宗教法人



(問合せ) 大分県庁 県政情報課 文書班

Tel: 097-506-2266 Fax: 097-506-1713